

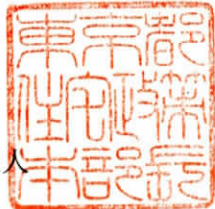

## 確認書

東京都住宅政策本部（以下「甲」という。）、東村山市（以下「乙」という。）及び株式会社東京工務店（以下「丙」という。）は、甲（旧都市整備局）、乙及び丙が平成19年12月27日付で締結した「東村山市本町地区プロジェクト」公共施設等の管理及び財産の処理に関する協定（以下「本協定」という。）に関し、本協定第13条の協議に基づき以下の事項について相互に確認した。

1. 乙は、本協定第7条における「都市計画公園」及び第8条第1項における「緑地5号」（以下「都市計画公園」及び「緑地5号」を合わせて「本施設」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東村山市公園条例（平成25年3月28日東村山市条例第4号）第37条の2第1項に基づき、本施設の管理を指定管理者により実施する。
2. 指定管理者による管理内容は別紙のとおりとするほか、乙は以下の事項を遵守する。
  - ・ 乙は指定管理者に対し、甲、丙及び事業者構成員が平成17年5月31日付で締結した「東村山市本町地区プロジェクト基本協定」の別冊として定める「まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）に従い、本施設の維持管理を行わせること。
  - ・ 指定管理者が本施設を利用した文化スポーツ、地域連携事業等を実施するに当たり、騒音の発生する不特定多数の集客が見込まれる場合は、乙は実施の45日以上前に丙に周知すること。
  - ・ 指定管理者による本施設の管理について、東村山市本町地区まちづくりプロジェクト事業区域内の住民から苦情等があった場合は、乙は丙との協議に応じるとともに、必要に応じて指定管理者の管理方法等を指導すること。
  - ・ その他指定管理者が本施設を管理するに当たり、まちづくり計画に定めのない事項、またはまちづくり計画の解釈について疑義が生じた場合は、乙は甲及び丙に別途協議を行うこと。

以上の確認事項を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月16日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都住宅政策本部長 榎本 雅人	
乙	東京都東村山市本町一丁目2番3号 東村山市長 渡部 尚	
丙	東京都千代田区飯田橋四丁目3番8号 株式会社東京工務店 代表取締役社長 山口 仁臣	



## 「都市計画公園」及び「緑地5号」

### 指定管理者事業

#### 1. 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市立公園の維持管理に関する業務
- (2) 使用の許可等に関する受付及び案内業務
- (3) 市立公園の使用の制限に関する業務
- (4) 公園施設を利用した文化スポーツ、地域連携事業の実施に関する業務
- (5) 公園利用者への案内及び意見・要望への対応に関する業務
- (6) 市民やボランティア等との協働事業推進に関する業務
- (7) 自主事業に関する業務
- (8) 公園実態調査に関する業務
- (9) その他市長が特に必要と認める業務

#### 2. 指定期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10年間）

ただし、指定期間内であっても取り消し事由に相当する事実が認められた場合には、指定管理者の指定を取り消すことがある（東村山市立公園条例第37条の7）。